

令和 3 年 11 月 8 日

## 令和 3 年度文化審議会文化財分科会企画調査会（第 2 回）

## ヒアリング資料

漆工芸家・選定保存技術（漆工品修理）保持者 北村 繁

はじめに

漆工品修理：漆工品はわが国では古く縄文時代より遺品がみられ、飛鳥・奈良時代には中国の影響を受け、各種の漆工および装飾技法を発展させて今日に及んでいる。漆工品の修理を行うに当たっては、各時代の材料や蒔絵・螺鈿などの装飾技法を含む制作技法の特色をよく理解した上でなければ適切な施工を行うことができない。また、漆工品は、制作後長い年月を経て疲労劣化し、様々の様態を呈していることから、制作技法および材料についての広範な知識と豊かな修理経験に基づく適切な判断力と高度な技術が要求される。

（「文化遺産オンライン」より抜粋）

⇒従来から漆工品修理は漆工品制作技術を応用して行われるため、技術を体得した漆工品制作者が行ってきた。

## 1. 漆工品修理事業を継続するための課題

○現在は、漆工芸作家として活動しながら、漆工品修理に携わる技術者が比較的多い。

- ・修理実施にあたって、制作技術の習得が必要。
- ・制作技術の応用が修理に必要。
- ・修理、模造制作から得た技術や経験は、作品制作に影響を与える。

◎漆工品修理、模造制作、作品制作は、三位一体。

- ・現在の（文化財）漆工品修理において、売上のうち国指定文化財の割合が比較的大きい。

府・県・市指定文化財の修理案件は数年に一度程度。

民間の自費修理による未指定文化財修理も非常に限られる。

未指定文化財修理は所蔵者の自費修理は民間助成金などの補助に頼るところが大きい。

◎国指定文化財においても、補助金がなければ修理が実施できない事例が多い。

例) 令和 2 年度：国宝 1 件（1 点）（2 年継続事業）

重要文化財 1 件（2 点）（単年度事業）

府、県、市指定文化財 0 件

未指定（奈良国立博物館所蔵）2 件（2 年継続 1 件・単年度 1 件）

その他：北村昭齋が元請けの文化庁直轄復元模造事業 1 件（6 点）

北村昭齋が元請けの宮内庁関係修理 1 件（2 点）

○修理事業費（技術料）の適正性

- ・事業費が増えると所有者負担金も増加するため、事業化の阻害要因になる。

⇒事業を確保するため、積極的な技術料単価の引き上げは出来ない。

○事業の中期安定性の保証がなく、規模拡大も難しい

- ・現状では2～3年程度の計画が予測できる程度で、その先は見えない。

○事業所の代表者であり、技術者であるということ。

- ・修理業務と事務などの業務との両立を考慮する必要がある。⇒事業の拡大が難しい。

◎業界として、修理技術レベルや技術料（価格）の均一性を検討する必要がある。

（技術者どうしの情報共有や技術的な研修など、横のつながりが必要と感じる。）

⇒そのために、一定の事業数の確保が必要と考える。

## 2. 後継者育成のための課題

○現在の事業形態や規模を考慮すると、後継者1人を育成することが精一杯。

⇒後継者育成経費の増額が必要と考える。

（参考）現在の後継者：大学院卒、30代、女性

漆工品修理技術者として、入門を希望。

助手として経験をはじめて5年。

○漆工品修理技術者として育成するには、さまざまな修理の経験を積ませる必要がある。

- ・素材、工程によって分業化しておらず、一貫して施工を担当する必要がある。

（さまざまな事例を経験することが必要。目のとどくところで経験をつませる。）

- ・修理技術だけではなく、制作技術も必要となる。

- ・本人の技術スキルに合わせて、監督しながら経験を積ませる。

- ・経験の浅い段階から、指定品の修理に関わらせるのは難しい。

- ・後継者のスキルにもよるが、修理・模造制作の事業数の関係から、経験を積ませる場が限られる。

- ・漆工芸の性格上、金工や木工など複合的な工程の統括を行う必要もある。

- ・実作業だけでなく所蔵者への説明、学会、研究会での発表、報告など、伝達能力も必要。

◎修理事業を請け負う能力をつけるため、修理技術だけでなく事務も含めた業務全般につ

いても指導して、理解させる必要がある。

（自身の場合でも、一連の仕事をこなせるようになるまで15年以上は必要と感じる。）

★ これらの技術練磨のためにも、修理事業の拡大に期待。

（但し、規模拡大のためには、事務などの業務と実作業のバランスも考慮する必要がある。）

※たとえば独立行政法人所有の未指定文化財で、指導者の下で後継者の経験を積ませるのに適合した文化財があれば、研修的な側面も兼ねた修理の事業化を図れないか？

（文化庁修理技術者講習会や東文研の在外美術品修復事業が、他分野との交流の機会を提供してくれた経験から、同種の事業の継続を希望する。）

### 3. 用具・原材料入手のための課題

○漆工品修理や模造制作における原材料や用具類の入手がますます困難になっている。

- ・夜光貝（主として模造制作、漆工作品制作に使用）

原貝（貝殻）を切削して板状に加工⇒国内は加工業者が現在は1社（大阪府）だけ。

同社では昨年より夜光貝原貝の仕入れを中止しており、加工のみを請け負う原貝の仕入れは自身で行ってほしいとの要望。

⇒現在、原貝の入手先（国内）を検討中。

漆作家には海外（韓国）で入手する人も多いが、夜光貝はすでに似たような状況。

- ・竹ひご

⇒ホームセンターやクラフト材料店で購入しているが、求める品質（皮付きでコシ、張りのあるもの）が少なくなる。⇒今の一般工作用のもものは、使用に耐えられない。

- ・山科地の粉（砥の粉）

京都山科で業者が減少して1社になっていたが、現在は生産されていないと聞いている。

- ・日本産漆（生漆）は現在のところ漆工品修理での必要量が都度確保できている。

修理で必要となる生漆は、確保している良質の漆を適宜ブレンドして使用している。

### 4 事務問題

漆工品修理や模造制作では基本的に事業の元請けとなることが多い。そのうえ、漆工品の特性として金工や木工のほか絵画、染織など異なった素材の分野との連携も必要。

そのため、他業種との連携調整や書類作成、経理等の事務作業の割合が多く、実際の修理作業や技術指導、技術錬磨にかかる時間が奪われるため、事業の実施量には限りがある。

- ・事務専門の要員を置く余裕がない。